

第七回 参議院人事委員会會議録第十四号

昭和二十五年三月三十日(木曜日)午後四時三十一分開会

本日の會議に付した事件

○政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国家公務員法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(中井光次君) それでは只今より人事委員会を開会いたします。

政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案を議題に供します。大体今までの御審議で質疑を終了いたしましたと認めまして、御異議がなければ、討論に入りたいと存じます。尚、修正の意見がございましたら、討論中にお述べを願いたいと存じます。よろしくご意見を述べ、討論に入つてよろしくご意見を述べますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中井光次君) それでは討論に入ります。

○木下源吾君 この法律案であります。元来ベースの改訂は、人事院の報告が昨年の十二月の四日に出されておる。而も政府はこれに対して何らの措置も講じないばかりでなく、この人事院の報告に従おうとしない意思表示をあらゆる機会にしておるのであります。このことは甚だ遺憾なことであつて、民主日本の給與体系を飽くまでも民主的に、能率的に整備しようとするこの人事院の……そのために人事院の

制度を設けておるにも拘わらず、政府がこれの報告に従う熱意を示さないといふことは、甚だ遺憾であります。従つて私は今回提案されましたこの政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案に対しては、一ヶ年間今後いわゆる六三のベースに据え置こうとする意図に対しては、絶対に反対するものであります。併しながら、すでにこの法律の効力は明日を以て失われようとしている。その結果から来る、殊に公務員に対する給與を不能にさせるということについては、誠に遺憾なことである。かかる事態に追込んだことは、挙げて政府の責任であつて、我々はこれに対しては別の方法によつて政府を糾弾しようと考えておりますが、とにかく四月一日からの給與を円滑に行わせるために、できるだけ只今申上げたような趣旨に副うような線で、この法律案を修正したいと考へております。かかる意味で、別に同僚諸君が用意していらっしゃる修正案を提案して頂いて、本案を通過させたいと考へます。重ねて申し上げますが、我々の考へは断じてベースを改訂しなければいけない、人事院の報告を実施することが我々の意図であるといふことを、ここに闡明して置きたいと考へる次第であります。

○宇都宮登君 私は本法律の一部を改正する法律案の修正をすることの動議を提出いたします。即ち第一條第二項を改正する規定中、昭和二十六年三月三十一日」を「昭和二十五年七月三十一日」に修正するものであります。その理由といたしまして、政府職員の給與実施に関する法律は、昭和二十五年三月三十一日限り効力を失うこととなるのであります。その期限を延長する必要があるが、同法による政府職員の給與六千三百七十七円ベースを引続き現行通りとする可否は、先に人事院よりベース改訂の報告の次第もありませんので、更に検討を加えねばならないのであります。従つて同法の期限の延長は止むを得ざる最小限度に止める必要があると思つてあります。以上の理由によりまして、この修正案の動議を提出いたします。

○千葉信君 私は只今宇都宮委員の動議として提出されました政府原案に対する修正案に賛成の意見を表明するものであります。但しこの賛成は従来におけるいろいろの本法案に対する審議の経過並びに増田官房長官その他の政府委員との質疑応答の中から結論として、少くともこの修正案は四ヶ月という期限を附したのでございますが、その四ヶ月を経過した後は、直ちにその翌日から人事院の報告するところの賃金ベースを当然政府の責任として実施させなければならぬという結論から、この修正案に賛成するに至つたわけでございます。委員会の審議の経過等から見ましても、政府が人事院の報告に従つて賃金ベースを修正することができないといふ、いわゆる政府の給與白書そのものの内容が相当に根拠の薄弱なものがあるばかりではなく、更に一步を進めて言いますならば、甚だしく国民大衆の、或いは国会議員の正確な判断を誤らせるような資料を以て政府が人事院の報告に對抗しているといふ、こういう事実が相当判明したわけでございます。従つて我々はこの政府の態度に対しては徹底的に究明しなければならぬと考へているものでございます。現在のいろいろ客観的な情勢の勘案から、三月三十一日までに期限切れとなる新給與実施法のその後で四月一日から、当委員会における大多数の委員諸君の意見であるような賃金ベースの改訂が、時間の関係から言つても相当困難な形になつて参りました点から言ひまして、私は一応この修正案に対して賛成せざるを得ない状態になつたのでございますが、併しこれは飽くまでも当委員会並びに特に本修正案を發議いたしました諸君の考へというものが、明確にこの修正案の指しておられるところの七月三十一日以降は、当然これは再び現在実施せられておる新給與実施に関する法律の修正が、特に六千三百七十七円の賃金ベースの修正がなされなければならぬ。そういう確認の上に立つて私はこの修正案に賛成する次第でございます。

○委員長(中井光次君) それでは別に御発言もないようでございますから、討論は終結したものと認めて御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中井光次君) 御異議がないようでございますから、討論は終結したものと認めます。これより採決に入ること御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中井光次君) 御異議ないものと認めます。政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

先ず討論中にありました宇都宮君の修正案を議題に供します。宇都宮君提出の修正案に賛成の方の挙手を御願いたします。

〔総員挙手〕

○委員長(中井光次君) 全会一致賛成でございます。よつて宇都宮君提出の修正案は可決されました。

次に、只今可決されました宇都宮君の修正にかゝる分を除いて、内閣提出にかゝる政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案、衆議院送付案に賛成の方の挙手を願います。

〔総員挙手〕

○委員長(中井光次君) 全会一致と認めます。よつて政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案は全会一致を以て修正議決せられました。尚、本會議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則の第四百四條によつて予め多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び採決の結果を報告

することとして御承認を願うことに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中井光次君) 御異議がないと認めます。それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を附することになっておりますから、本案を可とせられる方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

- 木下 源吾 小串 清一
- 宇都宮 登 小畑 哲夫
- 寺尾 博 千葉 信
- 岩男 仁藏

○委員長(中井光次君) それから国家公務員法の一部を改正する法律案の決定をお願いしたいのでありますが、暫時休憩いたします。

午後四時四十五分休憩

午後六時四十分開会

○委員長(中井光次君) 只今より休憩前に引き続き人事委員会を開会いたします。

国家公務員法の一部を改正する法律案を議題に供します。

先ず本法案に対する衆議院人事委員会理事藤枝議員の御説明を願います。

○衆議院議員(藤枝泉介君) 只今議題となりました国家公務員法の一部を改正する法律案の趣旨を説明申し上げます。

今般食糧管理法の一部を改正する法律案が衆議院を通過した結果、食糧配給公団の存続期間が一ヶ年延長と相なりますので、これに伴い食糧配給公団職員は、その職務の性質上特別職とする必要がありますので、この特別職に

関する規定の有効期間を同様一ヶ年延長せんとするものであります。即ち国家公務員法第二條第三項第十四号中「昭和二十五年四月一日から」とあるのを「昭和二十六年四月一日から」に改めようとするものであります。本法案は人事委員長より提案せられ、三月三十日衆議院を通過したものであります。

何とぞ慎重御審議の上御議決あらんことをお願いいたします。

○委員長(中井光次君) 本法案に対して御質疑がございましたら、どうぞ御質疑を願います。

○宇都宮登君 この法案はすでに前国会で慎重に審議してありますし、別に改めてここで質疑するところもないと思えます。

○委員長(中井光次君) 別に他に御発言もございませんようですから、質疑は盡きたものと認めて御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中井光次君) 御異議はないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は、それ／＼賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御意見もないようでございますから、討論は終決したものと認めて御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中井光次君) 御異議はないと認めます。

それではこれより採決に入ります。国家公務員法の一部を改正する法律案について採決いたします。本法案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔総員挙手〕

○委員長(中井光次君) 全会一致でございます。よつて国家公務員法の一部を改正する法律案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

尚、本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第四百條によつて、予め多数意見者の承認を経なければならぬことになっておりますが、これは委員長において本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認願うことに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中井光次君) 御異議はないと認めます。それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき、多数意見者の署名を附することになっておりますから、本案を可とせられる方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

- 木下 源吾 小串 清一
- 宇都宮 登 小畑 哲夫
- 寺尾 博 千葉 信
- 岩男 仁藏

○委員長(中井光次君) 御署名洩れはございませんか。署名洩れはないと認めます。

それでは本日はこれを以て散会いたします。

午後六時四十三分散会
出席者は左の通り。
委員長 中井 光次君
理事 木下 源吾君
小串 清一君
宇都宮 登君

委員 小畑 哲夫君
寺尾 博君
千葉 信君
岩男 仁藏君
藤枝 泉介君

政府委員 岡部 史郎君
人事院事務官 (法制局長) 岡部 史郎君

三月二十四日本委員会に左の事件を付託された。

一、市に合併地域の教職員に地域給支給の請願(第一三八七号)

一、公務員の給与ベース改訂に関する請願(第一四五九号)

一、公務員の交通費支給方法制化に関する請願(第一四六〇号)

一、特別調達庁職員特別職給表設定に関する請願(第一四六一号)

一、公務員の交通費支給方法制化に関する請願(第一四八〇号)

一、公務員の給与ベース改訂に関する請願(第一四八一号)

一、公務員の超過勤務手当完全支給に関する陳情(第二二六〇号)

市に合併された区域に勤務する教職員には地域給が支給されないことになつてゐるが、同一自治体の区域内に勤務する教職員として教育行政ならびに人事交流等の上からみても支障をきたすので、地域給が同一に支給されるよう関係法規の改正を図りたいとの請願。

第一四五九号 昭和二十五年三月十一日受理
公務員の給与ベース改訂に関する請願
請願者 東京都中央区日本橋江戸橋一ノ一二全国特別調達庁職員労働組合内 小田島森成

第一四六〇号 昭和二十五年三月十一日受理
公務員の交通費支給方法制化に関する請願
請願者 東京都中央区日本橋江戸橋一ノ一二全国特別調達庁職員労働組合内 小田島森成

紹介議員 木下 源吾君

公務員の給与ベース改訂に関する請願
請願者 北海道釧路市議会議長 山崎鉄三郎外七十七名

紹介議員 若木 勝藏君
昭和二十三年法律第二百六十五号により、同年十二月二十二日以後あらたに

ら、すみやかに公務員の交通費を官給とするよう法制化せられたいとの請願。

第一四六一号 昭和二十五年三月十一日受理

特別調達庁職員特別職給表設定に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋江戸橋一ノ二全国特別調達庁職員労働組合内 小田島森成

紹介議員 木下 源吾君

特別調達庁は、機構ならびに業務の性質と責任の面より他官庁といちじるしくその実態を異にするものであるから、特別調達庁職員に対しては特別職階級を制定せられたいとの請願。

第一四八〇号 昭和二十五年三月十三日受理

公務員の交通費支給方法制度化に関する請願

請願者 福岡市東中州二一〇全国特別調達庁職員労働組合福岡支部内 淵上 芳夫外三百十一名

紹介議員 吉田 法晴君

この請願の趣旨は、第一四六〇号と同じである。

第一四八一号 昭和二十五年三月十三日受理

公務員の給與ベース改訂に関する請願

請願者 福岡市東中州二一〇全国特別調達庁職員労働組合福岡支部内 淵上 芳夫外三百十一名 吉田 法晴君

この請願の趣旨は、第一四五九号と同じである。

第二六〇号 昭和二十五年三月十一日受理

公務員の超過勤務手当完全支給に関する陳情

陳情者 東京都中央区日本橋江戸橋一ノ二全国特別調達庁職員労働組合内 小田島森成

六千三百七円の飢餓賃金にあえきながら時間外勤務を強行されているにもかかわらず、超過勤務手当は一方的に予算面で機械的な決定がなされて完全な支給が実施されない状態であるから、超過勤務手当の完全支給を図られたいとの陳情。

第二七〇号 昭和二十五年三月十四日受理

教職員の給與ベース改訂に関する陳情

陳情者 宮崎市花殿町宮崎大学 芸学部職員組合内 出水 勝利外百十三名

米価、電気ガス料金等の値上りによつて、教職員の生活はいよゝゝ困窮の度を加えているから、給與ベースの改訂を行われたいとの陳情。

三月二十五日本委員会に左の事件を付託された。

一、国家公務員の職階制に関する法律案(予備審査のための付託は十二月十六日)

三月三十日本委員会に左の事件を付託された。

一、政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月八日)

三月三十日本委員会に左の事件を付託された。

一、国家公務員法の一部を改正する法律案(衆)

国家公務員法の一部を改正する法律案

国家公務員法の一部を改正する法律

国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項第十四号中「昭和二十五年四月一日から」を「昭和二十六年四月一日から」に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十五年四月十二日印刷

昭和二十五年四月十三日発行

参議院事務局

印刷者 印刷庁